

# 岐阜県公報

## 目次

### 条例

岐阜県税条例等の一部を改正する条例

(税務課)

ページ

号外(一) 令和五年三月三十一日

### 本号で公布された条例のあらまし

岐阜県税条例等の一部を改正する条例(条例第一八号)

#### 一 県民税

- 1 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を令和九年度分の個人の県民税まで延長することとした。(附則第五条関係)
- 2 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を令和八年三月三十一日まで延長することとした。(附則第九条の三関係)
- 3 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を令和八年度分の個人の県民税まで延長することとした。(附則第一〇条の二関係)

#### 二 事業税

通算法人の残余財産の確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合におけるその通算法人の残余財産の確定の日の属する事業年度の法人の事業税の確定申告書の提出期限について、その事業年度終了の日から二月以内とすることとした。(第四四条関係)

#### 三 不動産取得税

- 1 地方税法以外の法律等による政策の推進を税制面において支援する特例措置の適用期限を延長することとした。(附則第七条及び附則第七条の四関係)
- 2 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置を廃止することとした。(附則第七条の四関係)

#### 四 自動車税

- 1 令和元年一〇月一日から令和三年一二月三十一日までの間に取得した家用の

乗用車に係る環境性能割の税率の特例措置を廃止することとした。(附則第一二条の八関係)

2 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車又は一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下「路線バス等」という。)のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和七年三月三十一日まで延長することとした。(附則第二二条の九関係)

3 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和七年三月三十一日まで延長することとした。(附則第二二条の九関係)

4 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和七年三月三十一日まで延長することとした。(附則第二二条の九関係)

5 車両総重量が八トンを超える一定のトラック(被けん引自動車を除く。6及び7において同じ。)のうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和六年四月三〇日までに行われたときに限り、通常の取得価額から三五〇万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。(附則第一二条の九関係)

6 車両総重量が八トンを超える一定のトラックのうち、側方衝突警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和六年四月三〇日まで延長することとした。(附則第二二条の九関係)

7 一定の乗用車、バス又は車両総重量が三・五トンを超える一定のトラックのうち、衝突被害軽減制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から一七五万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。(附則第二二条の九関係)

8 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置について、次のとおり延長することとした。(附則第二三

条関係)  
(一) 環境負荷の少ない自動車

ア 令和五年度から令和七年度までの間に初回新規登録を受けた一定の自動車について、当該登録の翌年度分の税率の概ね一〇〇分の七五を軽減する特例措置を講ずること。

イ 令和五年度及び令和六年度に初回新規登録を受けた一定の自動車について、当該登録の翌年度分の税率の概ね一〇〇分の五〇を軽減する特例措置を講ずること。

(二) 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車並びに家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。)、一般乗用のバス、被けん引自動車及びキャンピング車を除く。)に対する次に定める年度以後の年度分について、税率の概ね一〇〇分の一五(バス及びトラックについては概ね一〇〇分の一〇)を重課する特例措置を講ずること。

ア ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成二五年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して一四年を経過した日の属する年度

イ 軽油自動車その他のアに掲げる自動車以外の自動車で平成二七年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して二二年を経過した日の属する年度

五 その他所要の規定の整理を行うこととした。

六 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

## 岐阜県条例第十八号

## 岐阜県税条例等の一部を改正する条例

## (岐阜県税条例の一部改正)

第一条 岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「又は第五項(これらの規定を)」を「(法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」又は第五項( )に、「及び第七十二条の二十九第二項を」並びに第七十二条の二十九第二項及び第六項」に改める。

第三十八条第二項中「及び第七号」を「から第八号まで」に改める。

第四十四条第一項に次の一号を加える。

八 法第七十二条の二十九第五項の規定の適用を受ける法人にあつては、事業年度終了の日から二月以内

第四十六条第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「第十項」を「第十四項」に改め、同条第四項中「行なう」を「行う」に改める。

附則第五条第一項中「令和六年度」を「令和九年度」に改める。

附則第六条の三第一項中「附則第六条の十七第二項」を「附則第六条の十八第一項」に改め、同条第二項中「附則第六条の十七第二項」を「附則第六条の十八第二項」に改める。

附則第七条第一項及び第三項から第五項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第七項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第九項中「附則第七条第十一項」を「附則第七条第十二項」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第十三項中「附則第七条第十二項」を「附則第七条第十三項」に、「施行令附則第七条第十項中「附則第七条第十三項」を「附則第七条第十三項」に、「令和七年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「令和七年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「附則第七条第十五項」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「附則第七条第十五項」を「附則第七条第十六項」に改め、同条第十二項中「附則第三条の二の十五第一項」を「附則第三条の二の十七第一項」に、「附則第七条第十六項」を「附則第七条第十

七項」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「附則第七条第十七項」を「附則第七条第十八項」に、「施行令附則第七条第十八項」を「同条第十九項」に改め、同項第二号イ中「附則第七条第十九項」を「附則第七条第二十項」に、「附則第三条の二の十五第二項」を「附則第三条の二の十七第二項」に、「附則第七条第二十項」を「附則第七条第二十一項」に改め、同号ロ中「附則第七条第十九項」を「附則第七条第二十項」に改め、同号ニ中「附則第七条第二十一項」を「附則第七条第二十二項」に改め、同条第十三項中「附則第七条第二十二項」を「附則第七条第二十三項」に改め、同条第十四項中「附則第七条第二十三項」を「附則第七条第二十四項」に改め、同条第十五項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第十七項中「附則第七条第二十四項」を「附則第七条第二十五項」に改める。

附則第七条の二第二項中「附則第七条の四第一項、第五項若しくは第七項」を「附則第七条の四第二項若しくは第四項」に改める。

附則第七条の四第一項から第三項までを削り、同条第四項中「附則第九条の二第一項」を「附則第八条第一項」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第一項とし、同条第五項中「附則第九条の三第一項」を「附則第九条第一項」に、「第七項」を「第四項」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項中「附則第七条の四第五項」を「附則第七条の四第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項中「附則第九条の四」を「附則第九条の二」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項中「附則第七条の四第七項」を「附則第七条の四第四項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第七条の五第二項中「前条第七項」を「前条第四項」に改める。

附則第九条の三第四項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第十条の二第一項及び第二項中「令和五年度」を「令和八年度」に改める。

附則第十二条の八第二項を削る。

附則第十二条の九第一項から第三項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項並びに次条第二項第二号において同じ。)が八トンを超えるトラック

(施行規則附則第四条の十一第十一項に規定する被けん引自動車を除く。次項及び第六項において同じ。)であつて、同法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の十一第九項に規定するもの(次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。)及び同法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び第六項において「衝突被書軽減制動制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の十一第十項に規定するもの(第六項において「衝突被書軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するものうち、側方衝突警報装置及び衝突被書軽減制動制御装置を備えるもの(同条第八項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第七十二条の七の規定の適用については、当該自動車の取得が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第十二条の九第五項を削り、同条第六項中「施行規則附則第四条の十一第八項に規定する被けん引自動車を除く。」を削り、「附則第四条の十一第十七項を「附則第四条の十一第十二項」に、「令和五年三月三十一日」を「令和六年四月三十日」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 乗用車(施行規則附則第四条の十一第十四項に規定するものに限る。)、バス(同条第十五項に規定するものに限る。)(又は車両総重量が三・五トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被書軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの)のうち、衝突被書軽減制動制御装置を備えるもの(施行規則附則第四条の十一第十三項に規定するものに限る。)(で初回新規登録を受けるもの)に対する第七十二条の七の規定の適用については、当該自動車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

附則第十二条の九第七項中「附則第四条の十一第十九項」を「附則第四条の十一第十六項」に、「同条第二十項」を「同条第十七項」に、「同条第十九項第一号八」を

「同条第十六項第一号八」に改める。

附則第十三条第一項中「有しないものをいう。以下この条を「有しないものをいう。次項第一号」に、「規定するものをいう。以下この条を「規定するものをいう。次項第二号」に、「除く。以下この条及び次条」を「除く。同条」に改め、同項第一号中「ガソリン自動車(以下この条を「ガソリン自動車(次項第四号及び第三項第一号」に、「同項第二号」を「同条第一項第二号」に、「石油ガス自動車(以下この条を「石油ガス自動車(次項第五号及び第三項第二号」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「以下この条を「次項第六号及び第三項第三号」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「(家用の乗用車を除く。)(及び、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第一項の表」を「次の表」に改め、同項第二号中「平成三十年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第七十二条の八第一項第一号イ(i)に規定する排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの」に、「又は平成二十一年天然ガス車基準」を「又は同法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第三項に規定するもの(以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。)(に、「附則第五条の二第七項」を「附則第五条の二第二項」に改め、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則第九条の二第七項に規定するものをいう。)(」を加え、同項第四号中「平成三十年ガソリン軽中量車基準」を「第七十二条の八第一項第一号イ(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準(次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。)(に、「平成十七年ガソリン軽中量車基準(次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。)(に、「エネルギー消費効率率が第七十二条の八第一項第一号イ(2)」を「同条第一

項第一号イ②に規定するエネルギー消費効率（以下この項及び次項において「エネルギー消費効率」という。）が同号イ②に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「同号イ③に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に、「附則第五条の二第八項」を「附則第五条の二第三項」に改め、同項第五号中「平成三十年石油ガス軽中量車基準」を「第七十二条の八第一項第二号イ①(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に、「平成十七年石油ガス軽中量車基準」を「同条第一項第二号イ①(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に、「附則第五条の二第四項」に改め、同項第六号中「平成三十年軽油軽中量車基準」を「第七十二条の八第一項第三号イ①に規定する平成三十年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）に、「平成二十一年軽油軽中量車基準」を「同条第一項第三号イ①に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に、「附則第五条の二第十項」を「附則第五条の二第五項」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号イ	七千五百円	二千円
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百円	四千円
	一万七千九百円	四千五百円
	二万五百円	五千五百円
	二万三千六百円	六千円
	二万七千二百円	七千円
	四万七千円	一万五百円
第一項第一号ロ	二万五千円	六千五百円
	三万五百円	八千円

第一項第二号イ	三万六千円	九千円
	四万三千五百円	一万千円
	五万円	一万二千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万五千五百円	一万九千円
	八万七千円	二万二千円
	十一万円	二万七千五百円
	六千五百円	二千円
	九千円	二千五百円
	一万二千円	三千円
	一万五千円	四千円
	一万八千五百円	五千円
	二万二千円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
第一項第二号ロ	二万九千五百円	七千五百円
	四千七百円	千二百円
	八千円	二千円
	一万千五百円	三千円
	一万六千円	四千円
	二万五百円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	三万円	七千五百円
	三万五千円	九千円
	四万五百円	一万五百円
	六千三百円	千六百円

第一項第四号	第一項第三号口	第一項第三号イ(2)	第一項第三号イ(1)	第一項第二号八(2)	第一項第二号八(1)	七千五百円	二千円
						一万五千五百円	四千円
						一万二百円	三千円
						二万六百元	五千五百円
						一万二千円	三千円
						一万四千五百円	四千円
						一万七千五百円	四千五百円
						二万円	五千円
						二万二千五百円	六千円
						二万五千五百円	六千五百円
二万九千円	七千五百円						
二万六千五百円	七千円						
三万二千円	八千円						
三万八千円	九千五百円						
四万四千元	一万千円						
五万五百円	一万三千円						
五万七千円	一万四千五百円						
六万四千元	一万六千円						
三万三千元	八千五百円						
四万千円	一万五百円						
四万九千元	一万二千五百円						
五万七千元	一万四千五百円						
六万五千五百円	一万六千五百円						
七万四千元	一万八千五百円						
八万三千元	二万千円						
四千五百円	千五百円						

  

第一項第五号イ	第一項第五号口	第一項第五号八	第一項第五号イ	第一項第五号二	第一項第五号ホ	六千円	千五百円
						三千九百元	千円
						五千三百円	千五百円
						九千五百円	二千五百円
						一万三千円	三千五百円
						二万二千円	五千五百円
						二万九千六百元	七千五百円
						第二号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額	第二号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を附則第十三条第二項の規定により読み替えて適用される額
						九千円	二千五百円
						一万千五百円	三千円
一万八千五百円	五千円						
二万五千五百円	六千五百円						
二万六千五百円	七千円						
三万二千円	八千円						
三万三千円	八千五百円						
四万千円	一万五百円						
四万五百円	千五百円						
六千円	千五百円						
二万円	五千円						
二万四千四百円	六千五百円						
二万八千八百円	七千五百円						
三万四千八百円	九千円						
四万円	一万円						

第二項第一号	四万五千六百円	一万五千五百円
	五万二千四百円	一万三千五百円
	六万四百円	一万五千五百円
	六万九千六百円	一万七千五百円
	八万八千円	二万二千元
第二項第二号	三千七百元	千円
	四千七百元	千二百円
	六千三百円	千六百元
	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百元
八千円	二千元	

附則第十三条第五項を同条第二項とし、同条第六項中「第七十三条第一項」を「第七十三条第一項第一号及び第四号」に改め、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度の自動車税の種別割に限り、令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第三項の表」を「次の表」に、「同条」を「同項」に改め、同項第一号中「附則第五条の第二十一項」を「附則第五条の第二十六項」に改め、同項第二号中「附則第五条の第二十二項」を「附則第五条の第二十七項」に改め、同項第三号中「附則第五条の第二十三項」を「附則第五条の第二十八項」に改め、同項に次の表を加える。

第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
一万七千九百円	九千円	

第四号イ	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万二千元
	一万七千二百円	一万四千元
	四万七百元	二万五百円
	四万五百円	二千五百円

附則第十三条第六項を同条第三項とする。  
 (岐阜県税条例の一部を改正する条例の一部改正)  
 第二条 岐阜県税条例の一部を改正する条例(令和四年岐阜県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「令和三年四月一日」の下に「から令和五年三月三十一日まで」を、「施行の日」の下に「から令和七年三月三十一日まで」を加える。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和五年四月一日から施行する。  
 (事業税に関する経過措置)
- 第一条の規定による改正後の岐阜県税条例(以下「新条例」という。第四十四条第一項第八号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に残余財産が確定する法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度(施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度で、当該事業年度の地方税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第一号)第一条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二十二号)以下この項において「旧法」という。第七十二条の二十九第三項(旧法第七十二条の三十第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定による申告書の提出期限が施行日以後に到来するもの(以下この項において「経過事業年度」という。)を含む。)に係る法人の事業税について適用し、施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度(経過事業年度を除く。)に係る法人の事業税については、なお従前の例による。  
 (不動産取得税に関する経過措置)
- 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動

産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

4 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

5 新条例附則第十三条の規定は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和五年三月三十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社